

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年4月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

「

事業所	(1) 総括安全衛生管理者	(2) 安全管理者
局本庁舎	人材育成担当課長	給与労政係長
資器材・防災センター	所長	防災・管財係長
東山営業所	〃	お客さまサービス係長
山科営業所	〃	〃
北営業所	〃	〃
丸太町営業所	〃	〃
右京営業所	〃	〃
西京営業所	〃	〃
左京営業所	〃	〃
九条営業所	〃	〃
伏見営業所	〃	〃
地域事業課	課長	担当課長補佐 又は担当係長
水質第1課	〃	〃
水質第2課	〃	〃
蹴上浄水場	場長	〃
松ヶ崎浄水場	〃	〃

別表

を

新山科浄水場	〃	〃
疏水事務所	所長	管理係長
加圧施設管理事務所	所長	施設係長
北部配水管理課	課長	事務係長
南部配水管理課	〃	〃
水道管路建設事務所	所長	〃
きた下水道管路管理センター	〃	〃
みなみ下水道管路管理センター	〃	〃
ポンプ施設事務所	〃	担当課長補佐 又は担当係長
鳥羽水環境保全センター	〃	事務係長
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所	支所長	施設係長
伏見水環境保全センター	所長	〃
石田水環境保全センター	〃	〃
下水道建設事務所	〃	事務係長

「

事業所	(1)総括安全衛生管理者	(2)安全管理者
-----	--------------	----------

」

局本庁舎	人材育成担当課長	給与労政係長
資器材・防災センター	所長	防災・管財係長
東山営業所	〃	お客さまサービス係長
山科営業所	〃	〃
北部営業所	〃	〃
右京営業所	〃	〃
西京営業所	〃	〃
左京営業所	〃	〃
南部営業所	〃	〃
地域事業課	課長	担当課長補佐 又は担当係長
水質第1課	〃	〃
水質第2課	〃	〃
蹴上浄水場	場長	〃
松ヶ崎浄水場	〃	〃
新山科浄水場	〃	〃
疏水事務所	所長	管理係長
加圧施設管理事務所	所長	施設係長
北部配水管理課	課長	事務係長
南部配水管理課	〃	〃
北部給水工事課	〃	〃
南部給水工事課	〃	〃
水道管路建設事務所	所長	〃

に改める。

みなみ下水道管 路管理センター	〃	〃
ポンプ施設事務 所	〃	担当課長補佐 又は担当係長
鳥羽水環境保全 センター	〃	事務係長
鳥羽水環境保全 センター吉祥院 支所	支所長	施設係長
伏見水環境保全 センター	所長	〃
石田水環境保全 センター	〃	〃
下水道建設事務 所	〃	事務係長

」

附 則

この規程は、平成27年5月7日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)